**ＡＬＣＣ東京学院学生寮則**

1. 総則

（目的）

第１条

この規則は、本学が管理する学生寮に入寮する者が規律ある共同生活によって、豊かな人間性を養うと共によりよい日本での生活を送ることを目的とします。

（名称）

第２条

本規則は、ＡＬＣＣ東京学院学生寮則という。

第２章　入寮

（入寮資格）

第３条

原則としてＡＬＣＣ東京学院学生寮に入寮できる者は、原則として本学に在籍する学生である。但し、校長が許可した場合にはその限りでない。

２　本学に入学した学生は、入学後6ヶ月間はＡＬＣＣ東京学院学生寮に入寮しなければならない。

３　入寮に当たっては、所定の手続きをもって正式に入寮が許可される。

（在寮期間）

第４条

期間は６ヶ月ごとの更新とする。尚、在寮期間は一年までとする。その際に空きがあった場合のみ在寮継続可能とする場合がある。

２　更新希望者は、在寮期限の１ヶ月前までに６ケ月分の寮費を納付することにより在寮期間が６ケ月延長される。（希望者には分納を許可する場合もある。）

（入寮開始日）

第５条

入寮基準日は、４月生は４月１日、１０月生は１０月１日である。入寮基準日以降はいつでも入寮できる。但し、短期滞在研修による在籍の場合はこの限りでない。月途中で入寮した場合は、入寮月の１日を入寮基準日とする。

２　入寮が遅れても、寮費は一切返金しない。

３　入寮基準日より早く入寮した場合は、別に費用を徴収する。

（部屋）

第６条

寮生の部屋の指定は事務局が行う。事務局の許可なく、部屋の移動をすることはできない。

２　部屋の移動を希望する学生は、理由を明らかにした移動願を事務局に提出した上で、事務局の許可を受けた場合のみ部屋の移動をすることができる。

３　寮生以外の者を、本学の許可なく入室させることは禁止とする。

４　寮生以外の者を、寮内に宿泊させることは禁止とする。

５　本学の寮生であっても、異性を入室させることは禁止とする。

（カギ管理）

第７条

部屋のカギは各自に貸与するものであり、退寮時には必ずカギ及び付属のキーホルダー、ネームタグを全て貸与した状態のまま返却をすること。

２　カギを紛失した場合には、必ず事務局に報告すること。カギを紛失した者は３万５千円を支払い、必ず事務局より新しいカギを受取ること。

３　学生自身で合カギを作成することは厳禁とする。合カギを作った場合には、そのカギを没収したうえで、別に処分を行う。

第３章　退寮

（自己都合による退寮）

第８条

事情により退寮する場合は、退寮届を退寮の希望日の２ヶ月以上前迄に事務局に提出すること。また、退寮届には転居先の住所を必ず記載しなければならない。転居先が未定の者の退寮は認められない。

２　退寮届が受理された者は、退寮の２週間前までに事務局まで転居先の契約書の原本（名義人が本人と異なる場合には転居先の契約書のコピーも可）を提出しなければならない。契約書は事務局にてコピーし、原本は返却する。

３　退寮届が事務局に受理された場合でも、教務による学生への個別の指導により認められない場合がある。

４　退寮に伴う寮費の清算は、月毎として退寮月の月末まで在寮したものとみなして、残額を返金する。但し、本学の許可なく中途で退寮した場合には一切返金しない。

５　当校に在籍中に個人でアパート等を契約する場合、当校は保証人等の引き受けを一切しない。

（退寮処分）

第９条

寮生が以下に該当する行為を行った場合は、入寮許可を無効とし退寮処分とし、併せて退学処分とする。退寮処分された場合には、１０日以内に寮を退去しなければならない。一括納入している寮費及びその他諸経費は一切返還しない。

１　寮費及びその他必要な経費を、正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、２ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合

２　賠償義務を履行しない場合

３　日本の法令、学則、寮則、及び本学の定める諸規定に違反して、今後も改善の見込みのない場合

４　寮の秩序を乱し、寮生としての本分に著しく反した時、あるいは近隣住民とトラブルを起こして改善の見込みがない場合

5　その他、適宜、職員会議の上、校長判断が下された場合

（退寮日）

第１０条

卒業、修了日当日ならびに本学の公休日を退寮日とすることはできない。

（退寮時の清掃）

第１１条

退寮時には、部屋だけでなく、共同使用した全ての箇所をもと通りきれいにすること。

２　原状回復ができない場合は、その費用を負担すること。掃除をせずに退寮した場合は、その費用を請求することとする。

３　退寮する者のゴミ、私物（布団及びマットレスも含む）、粗大ゴミ等は全て各自で処分すること。退寮検査の際にこれらの物が残っていた場合、退寮検査は行わず、本学が指定する次回の退寮検査の日まで退寮を認めない。また、生じた在寮期日延長による家賃は、本人が実費を負担しなければならない。

（退寮検査、カギの返却）

第１２条

清掃後、もと通りの状態になったかを職員が検査する。検査に合格しない場合は再度

清掃を行わなければならない。

２　退寮検査の日は、事務局が予め指定した日の中から選択しなければならない。なお、退寮検査の日が決定してからの、検査日の変更はできない。

３　退寮検査の際は、必ず退寮する者本人が立ち会わなければならない。立会いができない場合は退寮検査を行わず、本学が指定する次回の退寮検査の日まで退寮を認めない。また、生じた在寮期日延長による家賃は、本人が実費を負担しなければならない。

４　退寮検査を受けずに、許可なく退寮した場合、保証金は一切返金しない。

５　寮のカギは、退寮検査が終了した直後に検査を行った本学職員に返却しなければならない。なお、カギを返却した後は寮に滞在することができない。

第４章　寮費・管理費

（寮費）

第１３条

寮費・管理費は６ヶ月分まとめての前納を原則とする。

２.初回に納入する寮費・管理費６ヶ月分は、授業料等と一緒に期日までに所定の銀行口座に振込みにて納入すること。

３.２回目以降の寮費・管理費は、在寮期限の一か月前迄に所定の手続きにて納入すること。

３.入寮契約期間中は、居住の有無にかかわらず、寮費を納入しなければならない。

（入寮費）

第１４条

　学生は、入寮時に備品準備等の費用として所定の入寮費を納付しなければならない。

２.入寮費は入学時負担金として、学費等と一緒に期日までに所定の銀行口座に振込みにて納付すること。

３.入寮費は一切返還されないものとする。

（保証金）

第１５条

本学は入寮の際に所定の保証金を預かる。

２.保証金は入学時負担金として、学費等と一緒に期日までに所定の銀行口座に振り込みにて納付し、退寮時まで本学が預かるものとする。

３.保証金は退寮手続完了後に、施設の修繕等の費用が発生した場合にその実費を控除した額を１ヶ月以内に返金する。

（光熱費）

第１６条

光熱費は入寮者全員で実費を負担し、各機関から発行される請求書に基づき、自らが支払うこととする。

第５章　注意事項

（生活総則）

第１７条

規則正しい生活習慣を身につけること。学業に専念することが第一であり、授業の欠席や遅刻をしないこと。

２　生活指導などの理由から、本学職員は、必要がある場合には、寮生の許可を取らず、立ち会いなしで入室することができる。

（室内の衛生）

第１８条

寮の室内は整理整頓を心がけ、土足は厳禁とする。共同使用部分（キッチン、リビング、浴室など）も自室内と同じように清潔にすること。

（備品管理）

第１９条

本学の備品シールが貼ってある、共用部分のロッカー、ＩＨヒーター、冷蔵庫、テレビ、洗濯機等およびその付属品、居室のベッドは本学の備品なので、大切に扱うこと。

２　備品類の移動は原則として禁止する。ただし、生活上の不都合などで移動させたい場合には必ず事務局に報告をして、許可された後に移動させること。

３　本学の寮設備及び備品等を破損・紛失した場合は、実費弁償となる。当事者不明の場合は、入寮者全員で弁償となる。

４　寮内のトイレットペーパー、洗剤等の消耗品は、入寮者各自の負担とする。

（個人の備品について）

第２０条

　個人用の大型生活用品（一人では搬入不可レベルの電化製品や家具等）は特に必要と認められる場合を除き、部屋に持ち込むことはできない。

２　大型生活用品の持ち込みの希望者は、事前に事務局に届け出て、許可を得た場合に限り持ち込みができる。

３　個人所有の電化製品などの管理はすべて各個人が行い、盗難等の一切の責任を本学は負わない。電化製品は使用上の注意を守り、正しく使用すること。

４　貴重品は必ずロッカーに入れて、各自責任をもって管理すること。万が一、紛失した場合でも当院は一切責任を取らない。

（喫煙ルール）

第２１条

喫煙をする際は、共有部分の換気扇の下のみで換気をしながら、必ず自分で灰皿を用意したうえで、喫煙すること。

２　火事の防止、近隣に迷惑をかけないために居室（特にベッドや布団の上）や、寮の周辺での喫煙は厳禁とする。

３　タバコの吸い殻は所定の場所以外には捨てないこと（特に寮周辺の路上など）。また捨て方として水に浸して、火が消えていることを確認した後で捨てること。吸い殻は燃えるゴミとして捨てること。

４　喫煙指定場所以外で、喫煙を見つけた場合、または灰皿等の喫煙用具を見つけた場合には喫煙用具を没収したうえで、懲戒処分として反省文を書かせることとする。

５　喫煙をしながらの歩行、自転車に乗ることは禁止する。

参考

（足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例）

　**空き缶、紙くず、吸い殻などのごみのポイ捨てはしないこと。違反した場合には、条例により**２万円以下の罰金が科される。

②通学の途中など、歩きながらあるいは自転車に乗りながらの喫煙はしないこと。違反した場合には、条例により２万円以下の罰金が科される。

③駅の周りなど「禁煙特定区域」の指定をされている場所での喫煙は、２万円以下の過料が課されるので注意すること。路上喫煙防止指導員による禁煙パトロールを実施している。

（車両のルール）

第２２条

車両は、当校の決まりに従って所有、使用すること。

２　寮では、指定された場所以外に自転車を駐輪しないこと。放置されている、または許可を得ていない自転車等は処分します。

３　寮周辺においてある、他人の自転車や放置されている自転車は使わないこと。

４　バイク通学は禁止とする。尚、日本国内で許可される運転免許証を取得した場合は事務局

　　に連絡すること。

（ゴミの捨て方）

第２３条

ゴミは、分別したうえで、決められた日時、決められた場所に当日の朝8：00迄に出すこと。部屋のドアの前や階段、ベランダ等には絶対に置かない、夜間にゴミ出しはしないなどゴミ出しのルールは厳守すること。

２　粗大ゴミや、テレビ等の大型家電の処分は有料のため、その費用は所有者が負担すること。また持ち主不明の粗大ゴミ等を処分する場合には部屋に居住する寮生全員の負担となる。

３　集積所へのゴミ出し、共同使用部分の清掃は入寮者全員が責任を持って行うこと。

参考

廃棄する場合は足立区の粗大ごみ回収の手数料として１点３００円（例外あり）がかかる。

（寮の室内検査）

第２４条

寮室内は職員が定期的に検査する。本学職員は、必要がある場合には、立ち会いなしで入室することができる。

２　備品は寮検査の都度検査し、許可のない個人が持ち込んだ大型の生活用品があった場合には、所有者を確認したうえで、廃棄させる等の処分をさせることがある。

（迷惑行為の禁止）

　第２５条

以下の迷惑行為を行うことを禁止する。迷惑行為を行う学生を、本学職員が発見した場合、あるいは近隣住民等より通報を受け、明らかになった場合には、別に懲罰を行うものとする。

* + 1. 他の寮生や近所の住民の迷惑になるので、寮の中で大声を出すこと、歌を歌うこと、テレ　ビ、ラジオ、パソコン等の大きな音を出すことを禁止する。
		2. 学生寮の窓から、外の人に声をかけない。また窓から外をのぞいたり、写真を撮ったりしない。唾やガムを吐き捨てたり、空き缶やゴミを投げ捨てない。
		3. 通学途中や遊んでいる、自分より年下の子供にはむやみに声をかけたり、公園などで一緒に遊ぼうとしたりしない。

（懲戒処分）

第２６条

この寮規則に違反したものは以下の段階で懲罰を科す。

①　反省文の提出

②　授業への参加禁止（学校へ出席の上、課題を提出）

③　退寮・退学処分

２　　退学処分となった者は、即日入国管理局へ報告し、本国へ帰国する手続きを取る。その時の費用は本人の負担となる。

（雑則）

第２７条

このALCC東京学院学生寮則で定められていない学生寮に関する事は事務局の指示に従うこと。

２　寮則の細則は、随時更改することができ、更改した際は新しい寮則を事務局に置くとともに、学校の掲示板に掲示することにより、寮生全員に周知する。